

第1編 基本計画編（風水害）

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、市防災会議が作成するものであり、雲仙市の地域に係る防災に関し、市及び市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱及び災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定め、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市の防災体制を確立するとともに、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって住民の福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の防災に関する基本計画として、次の性格を有する。

- 1 国の防災基本計画及び県防災計画との整合性を有するとともに、防災関係機関が作成する防災業務計画との緊密な連携を図る。
- 2 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 3 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域の安全を守るために互いに助け合うことをいう。）、公助（市及びその他の防災関係機関が住民等の安全を守ることをいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに市及びその他の防災関係機関の適切な役割分担及び連携強化を図る。
- 4 基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第3節 計画の構成

この計画は、次の各編によって構成し、第1編、第2編及び第3編では、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における対策を定めている。

第1編 基本計画編

風水害等による災害対策について定める。

第2編 地震災害対策編

地震災害対策について定める。

第3編 活動火山「雲仙岳」災害対策編

活動火山「雲仙岳」災害対策について定める。

資料編

第1編、第2編及び第3編に付属する各種資料を掲載する。

第4節 雲仙市の自然的条件

1 位 置

本市は、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面している。地勢は、雲仙山系の険しい山地と、それに連なる丘陵地、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、東西17km、南北24kmとなっている。総面積214.29km²（国土地理院、令和6年全国都道府県市区町村別面積調）で、県全体（4,131.20km²）の5.2%を占めている。

市域には、橘湾や有明海を望む美しい海岸線や、普賢岳、雲仙地獄といった雄大な自然環境を有しており、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されている。

2 地 形

本市の地形は、千々石断層から吾妻岳・普賢岳を境に、北は、肥沃でなだらかな丘陵地帯である。一方、南は山間地の間にある狭い田畑地帯を有し、特に、美しい棚田等を含む傾斜地帯である。

集落は、山麓堆積物からなる丘陵地に点在している地区と、盆地状の地形に立地している地区にある。

3 地 質

本市の地質は、第四紀層が一部にあるものの、ほぼ全域にわたって

安山岩で形成されている。断層と褶曲による変形や変質が激しく、斜面崩壊も多い。

4 気 象

本市の気象は、温暖多雨な気候であり、2024年の平均気温は、14.6℃、年間降水量は、3596.5mm（雲仙岳特別地域気象観測所）である。

第5節 雲仙市の社会・経済的条件

2025年の本市の人口は40,626人、世帯数は17,746世帯となっている。人口密度は、189.6人/k㎡である。（令和7年1月末日現在）

生活圏は、市内及び島原半島の他市及び諫早市、長崎市などが主要地であり、島原半島を一周する国道251号や半島を横断する国道57号、縦断する国道389号などが、本市と市外の生活圏を結ぶ主要道となっている。

また、公共交通機関として、島鉄バスによる路線バス、県営バスの島原半島内路線撤退に伴う廃止代替として運行開始した雲仙市乗合タクシー、諫早～島原外港を走る島原鉄道があり、通勤や通学をはじめとする住民生活に欠くことのできない重要な交通手段となっている。

本市の総生産額（令和2年度長崎県の市町民経済計算）では1,089億1,700万円で、県全体（4兆5,387億800万円）の2.4%を占めている。

本市の総生産額の産業別比率を見ると、第1次産業（13.3%）、第2次産業（19.7%）、第3次産業（66.8%）となっており、さらに県内の市町別構成比率で見ると、「第1次産業」（13.3%）、「第2次産業」（1.9%）「第3次産業」（2.2%）となっている。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本法第42条第2項第1号の規定に基づき定める、防災関係機関の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 雲仙市（消防機関を含む。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 市地域内の災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 (6) 被災者に対する救助及び救済措置 (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策 (8) その他市の所掌事務についての防災対策 (9) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (10) 災害対策に関する隣接市間の応援協力 |
|---|

2 長崎県

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域内の災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等 |
|--|

3 自衛隊（陸上自衛隊第16普通科連隊）

災害時における人命及び財産の救援並びに応急復旧活動の支援

4 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
九州管区警察局（長崎県警察本部）	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調査など警察行政に関する調整

機関名	所掌事務
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出に関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握に関すること。
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融関係に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会
九州厚生局	(1) 災害時の国立病院、国立療養所における医療、助産救護の指示、調整 (2) 災害における負傷者等の国立病院、国立療養所における医療助産、救助の指示、調整
九州農政局（長崎県拠点）	(1) 被害状況の把握・報告に関すること。 (2) 応急用食料の調達・供給に関すること。 (3) 一般食料の安定供給対策に関すること。 (4) 農地・農業施設等の災害復旧事業の推進に関すること。 (5) 災害に強い国土形成と農業基盤の整備に関すること。 (6) その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 (長崎森林管理署)	(1) 国有林野等の森林治水事業の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
九州経済産業局	(1) 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業に対する融資の調整
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設の保安確保

機関名	所掌事務
九州運輸局(長崎運輸局(本庁舎)、佐世保海事事務所)	(1) 災害時における海上輸送の調査及び指導 (2) 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州運輸局 (長崎運輸支局)	(1) 災害時における陸上輸送及び海上運送の調査及び指導 (2) 災害時における自動車輸送事業者に対する運送命令及び船舶運航事業者に対する航海命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
大阪航空局、長崎空港事務所	(1) 長崎空港及びその周辺における航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合の消火救難活動 (2) 長崎空港の運行及び運用に重大な影響を及ぼす自然災害等が発生し、または発生するおそれがある場合の対応措置 (3) 遭難航空機の捜索及び救難活動
国土地理院九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整理・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
第七管区海上保安本部 (長崎海上保安部)	災害時、海上における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助及び海上の治安警備
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(1) 気象・地象・地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象・地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

機関名	所掌事務
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出し (4) 災害時における電気通信の確保 (5) 非常通信の統制、監理 (6) 災害地域における電気通信設備の被害状況の把握
長崎労働局	工場、事業所における労働災害の防止
九州地方整備局 (長崎河川国道事務所) (小浜維持出張所) (雲仙砂防管理センター)	(1) 直轄公共土木施設の整備及び維持管理 (2) 直轄河川の水防対策 (3) 直轄国道の防災対策 (4) 港湾、海岸災害対策 (5) 高潮、津波災害等の予防対策 (6) 「九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施 (7) その他九州地方整備局の所掌すべき防災対策
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物の処理に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) ペットの救護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省(本省)との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

5 指定公共機関

機関名	所掌事務
日本郵便株式会社 (九州支社)	(1) 災害時における郵便事務の確保 (2) 災害時における郵便事務に係る災害事務取扱い及び援護対策
九州旅客鉄道株式会社 (長崎支社)	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (長崎支店)	電気通信施設の保全と災害時における非常通信手段の確保
日本銀行 (長崎支店)	災害時における金融機関の災害応急対策

機関名	所掌事務
日本赤十字社 (長崎県支部)	(1) 災害時における医療、助産及び遺体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金の募集業務
日本放送協会 (長崎放送局)	気象予報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
西日本高速道路株式会社 (九州支社) (長崎高速道路事務所)	有料道路及び施設の保全防災対策
九州電力送配電株式会社 (島原配電事業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧
日本通運株式会社 (長崎支店)	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保

6 指定地方公共機関

機関名	所掌事務
土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動 (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
島原鉄道株式会社	(1) 鉄道、軌道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
報道機関	災害状況及び災害対策に関する報道
(一社)長崎県医師会 (南高医師会)	災害時における被災者の医療救助活動
(公社)長崎県トラック協会 (島原支部)	(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時の応急輸送対策
(一社)長崎県歯科医師会 (島原南高歯科医師会)	災害時における被災者の医療救助活動

機関名	所掌事務
(公社)長崎県看護協会(県央支部)	災害時における被災者の医療救助活動
(一社)長崎県LPガス協会(島原支部)、九州ガス株式会社(小浜支店)	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所掌事務
産業経済団体 (農業協同組合) (漁業協同組合) (農業共済組合) (森林組合) (建設業協会) (商工会)	(1) 被害調査及び対策の指導 (2) 必要資機材、融資あっせんなど
医療機関、厚生・社会事業団(病院、診療所及び社会福祉関係機関)	被災者の救急及び保護対策についての協力
防災上重要な施設の管理者(危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者)	(1) 平素からの災害予防体制の整備 (2) 災害応急復旧 (3) 市及び防災関係機関の防災活動への協力

8 その他(自主防災組織(自治会、住民組織))

機関名	所掌事務
自主防災組織 (自治会) (住民組織)	(1) 共助の精神に基づく自主防災活動 (2) 防災知識の普及と訓練の実施 (3) 災害時における情報の収集・伝達、避難者の誘導及び救出救護 (4) 火災発生時における初期消火活動